

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌
日とす)

◇ 告 示

目 次

◇ 公 告

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 健康保険法等に基づく現物給与の標準価額
- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 計量器の定期検査の実施
- 農用地利用増進規程の変更の認可
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)
- 基本測量の実施
- 都市計画の変更
- 麻かいの指定の一部改正
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十五年四月十日現在の地番による。)
大字八橋字東頭 無シ	大字八橋字東頭無シの全域、大字八橋字東崩レ一五〇の一、一五〇の三及び一五〇の四並びに大字八橋字崩レ一六二の一七、一六二の一八及び一六二の二四
大字八橋字東崩 レ	大字八橋字東崩レのうち一五〇の一、一五〇の三及び一五〇の四以外の区域
大字八橋字崩レ	大字八橋字崩レのうち一六二の一七、一六二の一八及び一六二の二四以外の区域

鳥取県告示第四百十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃止年月日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目一四	昭和五十四年四月八日

鳥取県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指定年月日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和五十四年四月九日
山中歯科医院	倉吉市下田中三三九一	昭和五十五年四月二十一日

鳥取県告示第四百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条第二項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、昭和五十五年五月一日から適用し、昭和五十三年五月鳥取県告示第四百八十七号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について）は、廃止する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 食事の給与

- 一人一月につき 一万三千二百円
- 一人一日につき 四百四十円
- 朝食一食につき 百二十円
- 昼食一食につき 百五十円
- 夕食一食につき 百七十円

二 住宅の給与

- 畳一畳一人一月につき 六百元

三 食事及び住宅以外のものの給与

時価

鳥取県告示第四百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺字暇崎四二一	昭和五十五年四月十五日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市上福原一八三八一四	昭和五十五年三月十九日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	昭和五十五年四月十五日
長谷歯科医院	八頭郡智頭町智頭一八六〇	"

鳥取県告示第四百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安藤 幸典	鳥医第二、四六〇号	昭和五十四年四月十八日
阿部 貴吉	鳥齒第三九〇号	"

鳥取県告示第四百十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十五年五月九日	南家 医院	境港市渡町一四八〇

鳥取県告示第四百十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間	実施場所
昭和五十五年六月十六日から 昭和五十六年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に換げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十五年六月十六日	午前十時から 午後三時まで	米子市	米子市彦名公民館
昭和五十五年六月十七日	"	"	米子市崎津公民館
昭和五十五年六月十八日	"	"	米子市大篠津公民館
昭和五十五年六月十九日	"	"	米子市和田公民館
昭和五十五年六月二十三日	"	"	米子市富益公民館
昭和五十五年六月二十四日	"	"	米子市夜見公民館

鳥取県告示第四百二十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の四第一項の規定に基づき、岩美町農用地利用増進規程の変更の認可をしたので、同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定

により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	変更後の農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
岩美町農用地利用増進規程	昭和五十五年五月一日	岩美郡岩美町大字浦富 岩美町役場

鳥取県告示第四百二十一号

西伯郡岸本町番原五五二番番岡田毅ほか五人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（番原地区ほ場整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年五月九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十二号

昭和五十五年二月二十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（瀬地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項

において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十三号

昭和五十五年四月十六日付けで日南町から申請のあつた茶屋笠木地区鉄穴内工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十四号

昭和五十五年四月十六日付けで日南町から申請のあつた茶屋笠木地区雨坪工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十五号

昭和五十五年四月十六日付けで日南町から申請のあつた茶屋笠木地区茶屋工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(国土基本図作成作業)

二 作業期間

昭和五十五年五月十五日から昭和五十六年三月十日まで

三 作業地域

岩美町及び国府町

鳥取県告示第四百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路三・四・一号遠崎線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字大塩脇

変更する部分

気高郡青谷町大字青谷字長尾口、字小塩脇及び字遠崎

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百二十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(麻かひの指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年六月一日から施行する。

昭和五十五年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県林業試験場 鳥取市立川町五丁目」を「鳥取県林業試験場 八

頭郡河原町大字稲常「一三」に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

昭和55年5月18日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和55年6月5日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和55年6月18日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和54年4月15日までに(昭和41年6月7日以後に開催された)

乙種又は丙種の狩猟者講習会の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者を除く。

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具及び印

(2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講手数料の額(2,000円)に相当する鳥取県収入証紙

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)]